

特定建設作業のしおり

騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業の実施の届出

指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、作業開始日の7日前までに特定建設作業実施届出書を提出してください。

なお、作業がその作業を開始した日に終了する場合には届出の必要はありません。

1 届出義務者

建設工事の元請業者（法人の場合はその代表者）

2 届出期限

作業開始日の7日前（届出日及び作業開始日を除く7日前）まで

例：4月9日作業開始日となる場合は、4月1日までに届出が必要です。

3 届出書類

特定建設作業の種類（騒音・振動）ごとに、各2部ずつ提出してください。

(1) 特定建設作業実施届出書

(2) 工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの。任意様式）

(3) 特定建設作業を行う場所の詳細図（任意様式）

(4) 作業現場付近の見取図（任意様式）

(5) 使用する機器等のカタログ等の写し

（特定建設作業に用いる機器のメーカー、型番、仕様、出力等がわかるもの）

4 指定地域

海田町全域（騒音規制法・振動規制法）

5 届出書の提出、記載上の注意事項

- ・特定建設作業を騒音と振動の両方行う場合、または同一の作業が騒音と振動の両方に該当する場合は、騒音・振動の両方の届出が必要です。
- ・特定建設作業の種類が複数の場合は、該当する作業全てを記載してください。
- ・作業期間は、余裕をもって定めてください。届出書の作業期間内に作業が終了しない場合は、改めて作業7日前までに届出書の提出が必要です。

6 届出先・お問い合わせ

海田町町民生活部地域みらい課（役場3階）

TEL 082-823-9219

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって騒音規制法及び振動規制法において政令で定めるものを特定建設作業といいます。

(1) 特定建設作業の種類

ア 騒音規制法

	特定建設作業の種類	用途・具体例
1	くい打機（もんけんを除く）、 くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業 （くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	くい打機 （既製くいや矢板等を打ち込む機械） 具体例 ・ディーゼルパイルハンマ ・ドロップハンマ ・油圧ハンマ ・気動ハンマ ・バイブロハンマ ※もんけん及びアースオーガー併用くい打機は対象外
		くい抜機 （打ち込んだくいや矢板等を引き抜く機械） 具体例 ・パイルエキストラクタ ・バイブロハンマ ・気動ハンマ ・油圧くい抜機
		くい打ちくい抜機 （同一機械でくいや矢板等の打ち込み、引き抜きを行う機械） 具体例 ・パイルエキストラクタ ・バイブロハンマ ・気動ハンマ ※圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	鉄骨の接合方法のうち、高温に熱したリベットを鋼材の穴に挿入し、びょう打機でしめて接合する作業 具体例 ・リベットハンマ

3	<p>さく岩機を使用する作業</p> <p>(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)</p>	<p>アタッチメントとしてブレーカー等をショベルの先端に取り付け、先端の「のみ」に油圧・圧縮空気などの動力を利用して打撃力を加え、既存の構造物や舗装版等を破碎する作業</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油圧ブレーカー (アイオン, ジャイアントブレーカー) ・ハンドブレーカー ・チップパー ・電動ピック
4	<p>空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであつて、原動機の定格出力が15KW以上のものに限る) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)</p>	<p>コンクリート輸送作業や建築物塗装作業における吹付け等の動力に空気圧縮機の圧縮空気を使用する作業</p>
5	<p>コンクリートプラント (混練機の混練容量が0.45 m³以上のものに限る) 又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る) を設けて行なう作業</p> <p>(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)</p>	<p>コンクリートプラント又はアスファルトプラントを特定の工事のため現場内あるいは近くに一時的に設置し使用する作業</p>
6	<p>バックホウを使用する作業</p> <p>(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80KW以上のものに限る)</p>	<p>ショベルカーにバケットを取付け、溝等の堀削を行う作業</p>
7	<p>トラクターショベルを使用する作業</p> <p>(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70KW以上のものに限る)</p>	<p>堀削された土砂をダンプトラック等に積み込む作業</p>
8	<p>ブルドーザーを使用する作業</p> <p>(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40KW以上のものに限る)</p>	<p>土砂の堀削、押土等を行う作業</p>

イ 振動規制法

	特定建設作業の種類	用途・具体例
1	<p>くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、 くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又は くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業</p>	<p>くい打機 （既製くいや矢板等を打ち込む機械） 具体例 ・ディーゼルパイルハンマ ・ドロップハンマ ・油圧パイルハンマ ・エアーハンマ ・バイブロハンマ ※もんけん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機は対象外</p>
		<p>くい抜機 （打ち込んだくいや矢板等を引き抜く機械） 具体例 ・パイルエキストラクタ ・バイブロハンマ ・エアーハンマ ※油圧くい抜機は対象外</p>
		<p>くい打ちくい抜機 （同一機械でくいや矢板等の打ち込み、引き抜きを行う機械） 具体例 ・パイルエキストラクタ ・バイブロハンマ ・エアーハンマ ※圧入式くい打くい抜機は対象外</p>
2	<p>剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</p>	<p>1～3 トンの剛球をクレーンなどで吊り、落下又はクレーンを旋回させて建築物等に衝突させ、その衝撃力を利用して破壊する作業</p>
3	<p>舗装版破碎機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）</p>	<p>車体の前部に500kg程度のハンマを取り付け、2～3mの高さから直接舗装版に落下させ破壊する作業</p>

4	ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	アタッチメントとしてブレーカーをショベルの先端に取り付け、先端の「のみ」に油圧などの動力を利用して打撃力を加えて破砕する作業 ※ ハンドブレーカーは対象外
---	-----------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

(2) 特定建設作業の規制に関する基準

	規制基準値 （作業場所の敷地境界における大きさ）	作業時間 （注1）	1日の作業時間長 （注2）	作業期間	作業日
騒音規制法 振動規制法 に定める 特定建設作業	騒音 85 デシベル 振動 75 デシベル	午後7時から 翌日午前7時 まで行われ ないこと	10 時間を 超えないこ と	連続して 6日を超え ないこと	日曜日そ 他の休日 に行われ ないこ と
適用除外		①②③④	①②	①②	①②③④⑤

（注1）（注2）工業地域内の学校，保育所，病院・入院施設，図書館，特別養護老人ホーム等の敷地から80mを超えるところでは，次のとおりです。

■作業時間：午後10時から翌日午前6時まで行われ
ないこと。

■1日の作業時間長：14時間を超え
ないこと。

※適用除外：適用除外欄の各項は次の
とおりです。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占有許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

(3) 改善勧告及び改善命令（騒音規制法第15条・振動規制法第15条）

特定建設作業による騒音・振動が特定建設作業の規制に関する基準に適合せず，かつ，周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは，騒音又は振動の防止の方法や作業時間の変更に関する改善勧告・命令がなされる場合があります。

(4) 参考例（くい打）

○：届出必要 ×：届出不要

		騒音	振動	
くい打	既製ぐい	打撃による工法	もんけん（人力を動力とするもの）・・・ ×	×
			ディーゼルハンマー・・・ ○	○
			スチームハンマー・・・ ○	○
			ドロップハンマー・・・ ○	○
		打撃併用工法	アースオーガー併用・・・ ×	○
		圧入工法	パイルマスター・・・ ×	×
	圧入併用工法		ジェット圧入併用工法・・・ ×	×
			プレボーリング工法・・・ ×	×
	振動応用工法	バイブロハンマー・・・ ○	○	
		振動パイルドライバー・・・ ○	○	
	埋込工法（セメントミルク工法）・・・ ×	×		
	場所打ぐい	機械堀	アースドリル工法・・・ ×	×
			ベノト工法・・・ ×	×
			リバース工法・・・ ×	×
手堀		深礎工法・・・ ×	×	

(注) 杭頭部や深礎底部のはつり作業は届け出が必要です。

建設工事を行われる方へのお願い

特定建設作業による騒音・振動は周辺への影響が大きいため、施工業者及び工事発注者の方は、次の点に十分配慮して工事を行っていただきますようお願いします。

- ・ 工事実施前に、現場周辺の住民の方へ、工事の概要、騒音・振動の防止対策等の説明を行ってください。
- ・ 工事の実施にあたっては、工事現場周辺の状況を考慮し、適切な工法、機械を選定してください。極力、低騒音・低振動工法を採用し、また低騒音型・低振動型建設機械を使用してください。
- ・ 騒音・振動を発生する機械は、早朝や夕方は避ける等、使用時間を考慮してください
- ・ 工事現場周辺の状況により、防音パネルや防音シート等の防音措置をしてください。
- ・ 現場責任者は、苦情が発生した場合は、速やかに誠意を持って対処してください。